特定化学物質の取扱量 集計結果(令和5年度 和光市)

物質区分 1:第1種指定化学物質 2:第2種指定化学物質 3:県規則で定める物質

単位:kg

物質 区分	物質 番号	物質名	報告	i数 順位	取扱量	順位	使用量	製造量	取り扱う量
1	53	エチルベンゼン	10	3	247,500	6	2,600	0	244,900
1	80	キシレン	11	1	1,046,800	2	4,800	0	1,042,000
1	127	クロロホルム	1	10	1,600	10	1,600	0	0
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	2	8	6,900	8	6,900	0	0
1	300	トルエン	10	3	2,350,610	1	610	0	2,350,000
1	392	ヘキサン	10	3	730,300	4	2,300	0	728,000
1	400	ベンゼン	9	6	136,000	7	0	0	136,000
1	691	トリメチルベンゼン	11	1	953,400	3	3,400	0	950,000
1	731	ヘプタン	9	6	275,100	5	0	0	275,100
3	11	メタノール	1	10	1,400	11	1,400	0	0
3	13	硫酸(三酸化硫黄を含む)	2	8	3,850	9	3,850	0	0
		슴計	_	_	5,753,460	_	27,460	0	5,726,000

※1 取扱量について

取扱量=使用量+製造量+取り扱う量

使用量: 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量:事業所において製造した量

取り扱う量:事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に

移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。 報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。